

令和4年度

しまね海外展開支援助成金

～海外展開に必要な経費を助成します～

- * 海外販路開拓や現地進出に向けた各種取り組みを助成します。
- * 外国語版ホームページの製作や輸出向け国内商談会への参加等、海外渡航を伴わない海外展開の取り組みにもご活用ください。

★随時募集（～2023年2月28日。ただし予算に達し次第締切ります）

1. 対象事業者

県内に主たる事業所を有する、又は助成事業で対象とする自社製品等の生産拠点を県内に有する中小企業者等。 ※製造業、サービス業等業種を問いません

2. 助成金のメニュー

1) 現地市場調査等支援事業

- ▶ 海外展開に向けた市場調査や構想策定に係る費用を支援
- ▶ 助成率1/2以内 助成限度額1,000千円（グループの場合2,000千円）

2) 海外進出計画策定事業

- ▶ 海外進出計画の策定や海外子会社設立に係る費用を支援
- ▶ 助成率1/2以内 助成限度額3,000千円

3) 海外販路開拓事業

- ▶ 海外商取引の実現・拡大に向けて行う以下の事業に係る費用を支援
 - ・商談会、展示会等への出展
 - ・販売促進活動
 - ・輸出向け商品の開発
 - ・その他海外販路拡大に係る事業活動
- ▶ 助成率1/2以内 助成限度額1,000千円

4) グローバル人材確保育成事業

- ▶ 海外展開人材の確保並びに育成に係る費用を支援
- ▶ 助成率1/2以内 助成限度額1,000千円

5) 海外拠点ローカル人材育成事業

- ▶ 現地中核人材の育成指導に係る費用を支援
- ▶ 助成率1/2以内 助成限度額1,000千円



制度の詳細・問合せ先は裏面をご確認ください。

対象業種

以下のいずれかに該当し、島根県税の滞納がないことが必要です。

- ① 県内に主たる事務所又は事業所を有する、又は助成事業で対象とする製品等の生産拠点を県内に有する中小企業者であること。
- ② 県内に所在する農業組合法人であること。
- ③ 県内に所在する農事組合法人であること。

対象事業

以下の5種の事業について、必要となる経費を助成いたします。

※個別の事業それぞれで申請していただく必要があります。

※複数の事業について、同時に申請することが可能です。

① 現地市場調査等支援事業

現地拠点（現地法人又は支店・工場）を設置して海外への事業展開の構想策定を行う事業です。（個社又は複数社グループでの申請が可能です。）

② 海外進出計画策定事業

海外子会社の設立に係る計画の策定や、海外子会社設立手続きを行う事業です。

③ 海外販路開拓事業

海外の事業者等と商取引を行うために実施する次の事業です。

- (1) 商談会、展示会等への参加
- (2) 販売促進活動
- (3) 輸出向け商品の開発
- (4) その他目的達成に必要なと認められる取組み

④ グローバル人材確保育成事業

海外展開のためのグローバル人材の確保並びに育成を行う事業です。

⑤ 海外拠点ローカル人材育成事業

海外子会社で雇用した（又は海外子会社設立準備段階で親会社が雇用した）現地中核人材の育成指導を実施する事業です。

助成率・助成限度額

- ① 現地市場調査等支援事業：助成率1/2以内 助成限度額 1,000千円（グループでの申請の場合2,000千円）
- ② 海外進出計画策定事業：助成率1/2以内 助成限度額 3,000千円
- ③ 海外販路開拓事業：助成率1/2以内 助成限度額 1,000千円
- ④ グローバル人材確保育成事業：助成率1/2以内 助成限度額 1,000千円
- ⑤ 海外拠点ローカル人材育成事業：助成率1/2以内 助成限度額 1,000千円

申請について

* 制度や手続きについてご説明いたします。お気軽にお問合せください。

・交付要綱および申請書類は、当財団HPよりダウンロードできます。

しまね産業振興財団 しまね海外展開支援助成金

検索



・申請書類ならびに添付書類は、下記提出先にご提出ください。

審査について

審査会においてプレゼンテーションを行っていただき、審査の上採否を決定いたします。

（開催日は決まり次第お知らせします）

▶ 書類提出・お問い合わせ先 公益財団法人しまね産業振興財団

販路支援課 国際化支援グループ（担当：浅野、野津）

TEL:0852-22-6193 E-mail:kaigai@joho-shimane.or.jp



〒690-0887 松江市殿町8-3 島根県市町村振興センター 5 F しまね海外ビジネスサポートセンター内